

一般社団法人日本ファスティングインストラクターズ協会正会員規約

<第1章 総則>

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人日本ファスティングインストラクターズ協会（以下本協会とする）の定款の定める会員となった法人、団体または個人に適用されます。

第2条（会員）本協会は次の3種類の会員によって構成する

◆【正会員】本協会の規約に賛同し、当協会の検定2級以上を取得し正会員の登録料・年会費を納入した者。

◆【一般会員】本協会の規約に賛同し、一般会員の入会費・年会費を納入した者。

◆【賛助会員】本協会の規約に賛同し、入会費・年会費を納入した法人及び団体。

（賛助会員規約別紙参照）

<第2章 入会申し込みと契約>

第3条（申し込み）

- ・ 入会を希望するものは、本協会指定の入会申込書に必要事項を記入の上本協会に提出し、入会を申し込むものとします。
- ・ 本協会指定の申込書及び・登録フォームから申し込み、所定の金額を納入する。

第4条（入会申し込みの不承認）

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

1. 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
2. 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
3. 過去に本協会から会員資格を取り消されたことがある場合
4. その他、本協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第5条（会費）

入会金は定めがあるものについては、入会時に一括払いとします。

会費は年会費制とし、原則として、前納一括払いとします。

	入会費	登録料	年会費
一般会員	10,800 円	-	10,800 円
正会員	10,800 円	10,800 円	21,600 円

※ 入会費を一度納入後、再度入会費を納める必要はありません。

第6条（会費等の払い戻し）

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第7条 (会員の特典 : 協会の会員は下記の特典を有する。)

【正会員】

1. 本協会本部主催のセミナー、勉強会 (5,000 円) に無料で参加出来ます。
2. 本協会のホームページ上に会員の活動・連絡先等を紹介するスペースを確保が出来ます
3. 本協会の「会員限定の掲示板」を閲覧、投稿することが出来る。
4. 会員がセミナー、ワークショップ、イベント等を主催する場合、条件に応じ本協会の名称を使用し、協会ホームページ上に告知が出来る。
5. 資格名入り名刺発行 (100 枚)
6. 協会販促用パンフレット・リーフレット送付 (20 部)
7. カウンセリングに必要な各種資料・申込書の原本配布物が無料。
8. 東京本校教室使用料 (1 時間 10,000 円) が無料 ※上限月 6 時間まで
9. 会員特典商品購入割引
 - ・ バイタミックス 10%OFF
 - ・ NAVITAS 食材 (ローカカオバターやカカオパウダー他) 10%OFF
 - ・ 各種酵素ドリンク 20%OFF

【一般会員】

1. 本協会本部定期勉強会に (有料 5,000 円) で参加出来る。
2. 本協会の「会員限定の掲示板」を閲覧、投稿することが出来る。
3. 会員特典商品購入割引
 - ・ NAVITAS 食材 (ローカカオバターやカカオパウダー他) 5%OFF
 - ・ 各種酵素ドリンク 10%OFF

第8条 (有効期間)

- ・ 本規約に基づく会員契約期間は、入会金及び年会費の入金日から 1 年間とします。
- ・ 期間満了日の 3 ヶ月前までに、会員又は本協会から相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を 1 年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

第9条 (変更の届け出)

- ・ 会員は、その名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
- ・ 会員が第 1 項の変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本協会はその責任を一切負わないものとします。

第10条 (退会)

会員は、本協会所定の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も本協会に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第 11 条（会員資格の取り消し）

本協会は、会員が次の各号の 1 つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことが出来るものとします。

1. 本協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、本協会が認めた場合
2. 会費の支払いが支払日より 3 ヶ月以上遅滞した場合
3. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
4. 本規約又は、その他本協会が定める規約に違反した場合
5. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
6. その他、本協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第 12 条（資格の剥奪）

本協会は、以下の事由に該当した有資格者に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することが出来るものとします。

1. 本規約に違反した場合
2. 不正の手段により、資格認定を受けていた場合
3. 個人情報情報を漏洩・譲渡・目的外使用を行った場合（故意か否かを問わない。）
4. 本協会が認定した資格の適用範囲外の活動及び行動を行った場合（弁護士法・司法書士倫理規定・税理士法・行政書士法・保険業法・金融商品取引法・医師法に違反する行動、言動、業務を行った場合）
5. 本協会の名誉、社会的な地位を毀損失墜させた場合
6. 受講生又は他の会員から同内容の理由で 3 回以上苦情があり、本協会が改善を要請した後も改善の見込みがないと当協会が判断した場合
7. 本協会の名称を許可なく使用し、または本協会と誤認させる表現を使用した場合
8. 本協会が主催する勉強会・セミナー等の参加者や他の終活カウンセラーに対して、マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動への勧誘を行った場合
9. 本協会が主催する勉強会・セミナー、資格認定試験において、参加者に対して有料セミナーの勧誘を行った場合
10. 学習講座の内容及びテキスト、本協会からの提供物（営業支援）の転売、無断公開等本協会が有する著作権を侵害した場合
11. 本協会の定める認定カリキュラムと類似した学習教材の製作及び養成講座を開催した場合
12. 禁固以上の刑に処せられた場合
13. 本協会または本協会の理事、社員、職員に対し、暴行、脅迫、不当要求、強要、押しかけなどの行為を行った場合
14. その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

＜第4章 著作権＞

第13条（著作権）

本協会によって提供される情報の著作権は本協会に属するものとします。

第14条（情報の二次使用）

本協会によって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

＜第5章 本会員規約の追加・変更＞

第15条（規約の追加・変更）

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事の決議により定めるものとします。
2. 本協会は、理事の決議により、内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することが出来る。本協会により変更された本規約は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

＜第6章 免責および損害賠償＞

第16条（免責および損害賠償）

1. 会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとします。
2. 万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。